



答 申 第 8 2 2 号
令和 2 年 3 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号及び第 3 項の規定に基づき、令和 2 年 3 月 26 日付け環事第 2262 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

産業廃棄物等の不適正処理防止を目的とした監視カメラの設置について
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

- 1 産業廃棄物の不法投棄等、不適正処理事案の早期解決を図るため、行き止まり、袋小路の土地等、通常では人が立入らない場所に、監視カメラを設置し、不適正処理者の画像等を収集することは、違法行為の発見や原因者の特定等に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

産業廃棄物等の不適正処理防止を目的とした監視カメラの
設置について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

別紙
答申 822

◎は、場合により条例第7条第3項に該当する情報を含む

収集する個人情報

主として、以下の個人情報の収集を行う。

- ◎1. 産業廃棄物等の不適正処理者の画像等
 - 2. 産業廃棄物等の不適正処理者が乗車する車両、車種、乗車人員及びナンバープレート
- 上記の収集を行うなかで、派生的に以下の情報の収集を行うことになる。
- ◎3. 撮影対象地点を通過する人物の画像等
 - 4. 撮影対象地点を通過する車両、車種、乗車人員及びナンバープレート



答 申 第 8 2 3 号
令和 2 年 3 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 3 月 26 日
付け環事第 2262 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申しま
す。

記

産業廃棄物等の不適正処理防止を目的とした監視カメラの設置について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 産業廃棄物等の不適正処理事案に対して、廃棄物処理法に基づく行政指導及び警察等
捜査機関への提供を目的として、ネットワーク通信機能を備えた監視カメラを設置する
ことは、早期の事案解決及び環境保全に寄与するものであり、公益に資すると認められ
るので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することの
ないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わ
なければならない。

産業廃棄物等の不適正処理防止を目的とした監視カメラの
設置について

(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 823

◎は、場合により条例第11条第2項に該当する情報を含む

処理する個人情報

主として、以下の個人情報の処理を行う。

- ◎1. 産業廃棄物等の不適正処理者の画像等
 - 2. 産業廃棄物等の不適正処理者が乗車する車両、車種、乗車人員及びナンバープレート
上記の収集を行うなかで、派生的に以下の情報の処理を行うことになる。
- ◎3. 撮影対象地点を通過する人物の画像等
 - 4. 撮影対象地点を通過する車両、車種、乗車人員及びナンバープレート